

飛鳥時代の金石文

吉 永 登

などのような仮名書になっていたことであろう。

二

金石文の専門家でもないわたしが、あえてこの問題を取上げたのはほかでもない。実はトブトリノがどうしてアスカの枕詞になったかについて考えてゆく途中、一二の金石文について通説に疑問が生じたからである。したがってその前提となったトブトリノがアスカの枕詞になった過程について考えることから始めたい。いうまでもないことであるが、古事記や日本書紀で飛鳥をアスカと読ませていても、それはそれぞれが編纂せられた和銅五年(七二二)とか、養老四年(七二〇)とかの時点で統一して用いられたもので、その時代の用字ではないのである。たとえば、允恭天皇の宮殿の名は遠飛鳥宮と書いてトホツアスカノミヤと読ませているが、允恭天皇の時代に飛鳥がアスカと読まれていたのではないということである。飛鳥をアスカと読ませた最初のものとは後述のように、法隆寺所蔵の観音菩薩造像記であって、通説では持統八年(六九四)の製作とせられてゐる。それ以前は恐らく万葉集に見える安須加・明日香もしくは安宿

1 天武元(六七二)冬 宮号をアスカノキヨミハラノミヤという。

(日本書紀)

2 〃 一五(六八六)七・二〇 宮号をトブトリノキヨミハラノ

ミヤと改める。(〃〃)

3 朱鳥元(六八六)九・九 天武天皇死、持統天皇称制(代行)

4 持統三(六八九)四・三 草壁皇子死、トブトリノキヨミ(ハ

ラ)ノミヤ(万葉集二・一六七・人麿挽歌)

5 〃 四(六九〇)一・一 持統天皇即位(アスカノキヨミハラ

ノミヤの宮号復活か)

6 〃 五(六九二)九・九 川鳥皇子死、トブトリノアスカノ川

(万葉集一・一九四・人麿挽歌)

7 〃 七(六九三)九・九 天武天皇八回忌、アスカノキヨミハ

ラノミヤ(万葉集一・一六二・持統天皇)

8 ヶ八(六九四)三・一八 飛鳥寺(法隆寺藏観音菩薩造像記)

9 文武四(七〇〇)四・四 明日香皇女死、トブトリノアスカの川(万葉集一・一九六・人麿挽歌)

10 和銅三(七一〇)二? トブトリノアスカの里(万葉集一・七八・元明天皇)

右の年表が示すように、壬申の乱に勝利をおさめた天武天皇が岡本宮の南に宮殿を経営して、1天武元年(六七二)の冬に遷ってアスカノキヨミハラノミヤと名付けたのであった。その後、2天武一五年(六八六)七月二〇日、瑞鳥の出現を祝うことと、天皇の病氣回復とを兼ねて年号を朱鳥元年と改めている。その機会に宮号をもトブトリノキヨミハラノミヤと改めたのであった。この日本書紀の記事の間違っていないことは、4持統三年(六八九)四月三日になくなった皇太子草壁皇子の死を悼んだ柿本人麿の歌に

……神下し いませまつりし 高照らす 日の皇子(天武)は
飛鳥之、浄之宮に 神ながら 太しきまして……(万葉集一・一六七)

とあることでも明らかであろう。傍点を施した「飛鳥之浄之宮」は永く「アスカノ……」と読まれていたのであるが、はやく本居宣長の指摘したように、トブトリノと読むべきこと、澤瀉久孝のいうところに従うべきである。

ところが、同じ7持統天皇の七年(六九三)九月九日に行われている天武天皇の八回忌に当って、天皇が

(天武) 天皇崩りましし後八年の九月九日、御齋会のおほみ
ため、夜、夢裡に習ひ給ひしおほみ歌

明日香能、清御原乃宮に 天の下 しらしめしし やすみしし
わが大君 高照らす 日の皇子 いかさまに 思ほしめせか:
……(万葉集一・一六二)

という歌を作っているのはどうしたことであろうか。持統天皇は天武天皇の皇后である。その持統天皇が、夫の命名を無視して傍点を施したようにアスカノキヨミハラノミヤといっているには、それだけの理由があるはずである。何であろうか。わたしは4持統三年(六八九)以後、7持統(六九三)七年の間に正式に宮号をトブトリノキヨミハラノミヤからアスカノキヨミハラノミヤの旧に復したからではないかと思っている。恐らくそれは5持統四年(六九〇)一月一日の即位の際ではないだろうか。

朱鳥元年(六八六)九月九日に天武天皇がなくなった時、皇太子の草壁皇子はどうしたことか位に即くことなく、母の皇后が称制を行うことになった。皇太子をそのまま即位させるには、年齢のほかに何か明らかにされていない理由があったのではないだろうか。理由はともかく、称制時代は代行のこととて前代のものをそのまま継承するよりほかはない。宮号も改めて二か月ばかり、したがってそのままにしたのではなからうか。

それが4持統三年(六八九)の皇太子の死によって事情は一変する。皇太子あつての称制であった。その皇太子がなくなった以上、皇后

が位に即くより道はない。皇后には腹違いの皇子に位を継がせる寛容さがないからである。かくて翌5 持統四年(六九〇)の一月一日を期して正式に即位することになるが、その際瑞鳥の出現を祝って改めたトブトリノキヨミハラノミヤの宮号も、肝心の天武天皇の死、皇太子の死と不祥事が続いては改めざるをえなかったに違いない。これが日本書紀には見えない、わたしの5 持統四年(六九〇)一月一日に宮号がアスカノキヨミハラノミヤの旧号に復したという理由である。

以上によって明らかのように、5 持統四年(六九〇)にトブトリノが宮号から解放せられることになる。このトブトリノを早速アスカの枕詞として用いたのが柿本人麿ではなかったか。人麿が枕詞を創作していることは、すでに澤瀉久孝の指摘するところである。改号の翌6 持統五年(六九一)九月九日、川島皇子の死を悼んだと思われる長歌に

飛鳥(ノ) 明日香の川の 上つ瀬に 生ふる玉藻は 下つ瀬に
流れ触らばふ……(万葉集一・一九四)

というように、トブトリノがはじめてアスカの枕詞として用いられていることがそのことを物語っているように思われる。しかもその後と同じ人麿の手によって、7 文武四年(七〇〇)四月四日、飛鳥皇女の死を悼んだ長歌の中で

飛鳥(ノ) 明日香の川の 上つ瀬に 石橋渡しし 下つ瀬に 打
橋渡す 石橋に 生ひ靡ける 玉藻もぞ 絶ゆれば生ふる……

飛鳥時代の金石文(吉永)

(万葉集一・一九六)

というように用いられていて人麿だけが用いているのである。

人麿ならざる作者によって用いられているのは、はじめて人麿によって用いられてから二〇年もたった10 和銅三年(七一〇)二月の奈良遷都の途中、元明天皇によって作られた

飛鳥(ノ) 明日香の里をおきていなば君があたりは見えずかも
あらむ(万葉集一・七八)

という歌に見えるものがあるばかりである。そこにも人麿とトブトリノという枕詞との緊密な関係が知られよう。もとより古事記・日本書紀など万葉集以外の歌謡にも見られないのである。

三

通説では、春日ノカサガから枕詞の春日をカサガと読むに至ったように、飛鳥ノアスカから飛鳥がアスカと読まれるようになったといわれている。古事記・日本書紀に用いられている春日という枕詞が、永い慣用を経て被修飾語であるカサガと読まれるようになったということはうなづけよう。しかしだからといって飛鳥のばあい同じ事情によると考えることにはいささか抵抗を覚えなくてもいい。

8 法隆寺蔵の観音菩薩造像記の甲午年を、通説に従って持統八年(六九四)とすれば、造像記に見える「飛鳥寺弁聡法師」はアスカデラノベンサウホウシと読むよりほかに道はない。6 持統五年(六九一)に人麿によって創作せられた飛鳥ノアスカが、わずか三年後の

8 持統八年(六九四)に、しかも人暦以外の作家によって用いられた形跡のない時点で、はたして枕詞の飛鳥をいきなりアスカと読む機縁が生じたなどと考えられるであろうか。わたしの抵抗を覚えるといったのはこの点なのである。

それではどのように考えたらよいのであろうか。わたしは次のように考える。すなわち

天武元年(六七二) → 天武一五年(六八六) 明日香清御原宮

朱鳥元年(六八六) → 持統三年(六八九) 飛鳥清御原宮

持統四年(六九〇) 明日香清御原宮 →

のように宮号の変化があったとすれば、明日香にはさまれた飛鳥をアスカと読んでしまう可能性は高いのではないだろうか。もっともこれは造像記のいう甲午年をどこまでも持統八年(六九四)と信じてのことである。

四

前述したところを前提として本論に入ることにする。まず前章で触れた造像記がはたして持統八年(六九四)の製作になるものかどうかの検討からはじめることにする。造像記の全文をあげると、

甲午年三月十八日、鵜大寺德聡法師、片岡王寺令弁法師、飛鳥寺弁聡法師三僧所生父母報恩、敬奉觀世音菩薩像、依此小善根、令得無生法忍乃至六道四生衆生俱正覺(表)

族大原博士百済在王、此土王姓(裏)

とあって、全体を通じて疑わしい点があるとは思われない。否むしろ「百済在王」の書様に古体があり、干支だけで年をいうことにも、後述のように文武天皇以前の金石文の形態を具えている。

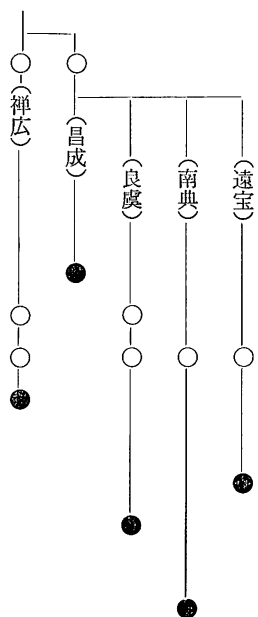
しかし、疑いの目をもって見れば絶対に無いとはいえない。

第一願主と思われる百済王大原が8持統八年(六九四)にいたという積極的な根拠はどこにもないのである。百済王家は舒明天皇(六三一)に百済の王子禪広が子の昌成とともに来朝、そのまま居ついて、百済王姓を貰ったにはじまる家柄である。

子の昌成はやく天武三年(六八二)に死んでおり、父の禪広も持統七年(六九三)に死んでいる。8持統八年(六九四)の時点で、明らかにその存在の知られるのは、昌成の子の良虞と、昌成の子と思われる南典と遠宝との三人である。持統五年(六九二)に、この三人は当時まだ生存していた禪広とともに物を賜わっているが、三年後に觀世音菩薩像を造らせている願主大原の名が見られない。

造像記によると德聡・令弁・弁聡の三人も一族となっているが、それを禪広の子としても昌成の子としても不自然であるのではないだろうか。ことに前年の持統七年(六九三)になくなっている禪広のためと考えるならば、どうして祖父禪広に代って文武天皇の殯宮で誄まで読んでいる良虞や、その兄弟と思われる南典や遠宝が願主に加わっていないのであろうか。しかし、ずれにしても百済王大原の8持統八年(六九四)に願主でありえたことを否定する資料もないので、この問題はこれ以上進展のしようもないのである。

もつとも、飛鳥をアスカと読んだと思われることがかなり古いことは、河内の鳥坂寺の古瓦に飛鳥評の文字が見られることでも明らかであろう。このことは友人の指摘によって知ったのであるが、郡に評字が用いられたのは文武天皇以前とせられているので、その頃すでに飛鳥をアスカと読んでいたことは疑いが無い。



- 舒明 3 (631) 禪広・昌成来ル
 皇極
 孝徳
 斉明
 天智
 天武 3 (674) 昌成死
 15 (686) 天武死, 良虞禪広ニ代リ誅ス
 持統 5 (691) 百済王家ニ物ヲ賜ウ
 7 (693) 禪広死, 正広三ヲオクル
 8 (694) 飛鳥寺(観音造像記)
 天平 6 (734) 遠宝死
 天平 9 (737) 良虞死
 天平宝字 2 (758) 南典死

飛鳥時代の金石文(吉永)

五

今日ではその所在を失っているものに、采女氏塋域碑がある。碑文には

飛鳥浄原大朝庭大弁「官直大式采女竹良卿所請」造墓所、形浦山地四千代、他人莫上毀木犯穢」傍地也、

巳丑年十二月廿五日

とあったと伝えている。

とりたてて問題にするような点もないが、「巳丑年」は持統三年(六八八)であるとするのが通説となっている。前述したように、翌5持統四年(六九〇)の一月一日にトブトリノキヨミハラノミヤの宮号がふたたびアスカノキヨミハラノミヤに復したと思われるので、「巳丑年」を持統三年(六八八)とすれば、当然碑文の「飛鳥浄原大朝庭」はトブトリノキヨミハラノオホミカドと読むべきであろう。アスカノ……と読んだところかどうかという性質のものでもないが、当時の読み方にするとうるなるといふまでである。恐らく今日ではアスカノ……と読んで疑う人もないのではなからうか。

六

慶長一八年(六一三)に発掘せられ、一度は崇などの理由でもとの場所に埋められ、近代になってふたたび目の目を見たものに小野毛人の墓志銘がある。その全文を次にあげることにする。

飛鳥浄御原宮治天下天皇御朝、任太政官兼刑部大卿、位大錦上
(表)

小野毛人朝臣之墓、营造歳次丁丑十二月上旬即葬(裏)

右墓志銘に見える「丁丑」は天武六年(六七七)とせられているが、いくつかの不審な点のあることが指摘せられている。しかしそのいずれもが墓志銘を正しいものとして、弁護の立場での発言であることも面白い。

たとえばその一つに位の矛盾がある。すなわち墓志銘には「大錦上」とあるが、続日本紀和銅七年(七一四)四月一九日の小野毛野がなくなつた時の記事に

中納言従三位兼中務卿勳三等小野朝臣毛野麁、小治田朝大徳冠妹
子之孫、小錦中毛人之子也。

とあって、毛人の位が「小錦中」となっている。この矛盾を狩野椋齋は古京遺文の中で、続日本紀の記事を誤りとし、「よりにて以て史の謬りを糾すべし」とまでいっている。梅原末治もその「小野毛人の墳墓と其の墓志」(考古学雜誌第七卷第八号)の中で、このことに触れていないのは、恐らく黙認しているからであろう。

その二つは、墓志に「小野毛人朝臣」とあることである。日本書紀の天武一三年(六八四)一月一日の記事には「大三輪君……小野臣……笠臣凡て五十二氏に姓を賜ひて朝臣と曰ふ。」とあって、小野氏が朝臣姓を賜つたのは天武一三年(六八四)のこととなっている。墓志に見える「丁丑年」を天武六年(六七七)とすれば、その時点で

朝臣姓を名のることは史実と合わないことになる。この点についても椋齋は弁護の立場をとって「此の志(天武)六年造るところにして、朝臣といへるは、独り毛人先づ此の姓を賜ひ……」といい、こゝでも日本書紀の誤りであるとして「史の載する所、是の類枚挙に違あらず」といっている。

この椋齋の説に対して三宅米吉は、天武七年説に従いながら然るに墓志は是れ(賜姓)より七年前に記せしならんに、既に朝臣の姓を用ひたるは如何にぞや、是れは他に徴すべきものなければ確かに定めがたけれども、十三年より以前に既に朝臣の文字を

姓に用ひしこともありしによるならん、書紀には十三年に八色の姓を定め、氏々に之を賜りしことを記したるが故に、十三年より以前には朝臣のみならず、真人も宿禰も、忌寸も、姓として用ひしこと更に見えず、(道師以下は多く見えたり)、されども真人、宿禰はもと尊称に用ひしものにて、真人は人名に見ゆるのみなれど、宿禰は蘇我臣馬子宿禰など多く用ひたり、朝臣の文字は一も見えざれど阿曾といふ尊称は古くよりあり、姓の尊卑漸く混乱するに至り、阿曾といふ語に朝臣の文字を当て、朝廷の臣といふ意をも表はして、朝廷近侍の人々が私に用ひ始め、終に天武天皇の十三年に公けの姓とせられしなるべし。(考古界第三編第三号「金石文の二」)

といっている。姓ではなく単なる尊称であるとする点、椋齋説より一步前進しているものがあるといえようか。

しかし、ここに墓志銘が何としても天武七年（六七八）に製作せられたものでありえないという証拠がある。それは天武七年（六七八）の時点では「飛鳥浄御原宮」という宮号は存在しないということである。前述したようにアスカノ浄御原宮の宮号をトブトリノ浄御原宮と改めたのは天武一五年（六八六）であった。したがって、それ以前に「飛鳥浄御原宮」をアスカノキヨミハラノミヤと呼ぶことはもとより、トブトリノキヨミハラノミヤと呼ぶことさえありえないことである。前述大錦上や朝臣にしても天武七年（六七八）説を積極的に支持する論拠にならない以上、墓志銘の成立は、少くとも天武一五年（八八六）以後にするべきであろう。

もとより、わたしには本墓志銘が近世の好事家の手になる偽物であると断じる資料があるわけではない。とにもかくにも天武七年（六七八）に出来たものでないというだけである。それにしても一部の人たちのように、これを好意的に見る意志など少しもないのである。

七

狩野掖斎以後に発見せられ、したがって掖斎の古京遺文にも収載せられていないものに長谷寺の法華説相図銅板銘がある。銘文の一部は火災のために欠失しているが、全文を次に示すことにしたい。

惟夫靈仏□□□□□□□□□□ 1
立称已乖□□□□□□□□□□ 2

真神、然大聖□□□□□□□□□□ 3
不凶形表刹福□□□□□□□□□□ 4
日夕畢功慈氏□□□□□□□□□□ 5
仏説、若人起卒堵波其量下如 6
阿摩洛菓、以仏駄都如芥子許 7
安置其中、樹以表刹量如大針 8
上安相輪如小桑葉、或造仏像、 9
下如穢麦、此福無量、粵以奉為 10
天皇陛下、敬造千仏多宝仏塔、 11
上厝舍利、仲擬全身、下儀並坐、 12
諸仏方位、菩薩圍繞、声聞獨覺 13
翼聖金剛師子振威、伏惟聖帝 14
超金輪阿逸多、真俗双流、仕度 15
無央、薦冀永保聖蹟、欲令不朽、 16
天地等固、法界無窮、莫若崇拋 17
靈峯、星漢洞照恒秘、瑞巖金石 18
相堅、敬銘、其辭曰 19
遙哉上覺至矣大仙、理婦絶妙 20
事通感縁、釈天真像、降茲豊山、 21
鷲峯宝塔、涌此心泉、負錫來遊、 22
調琴練行、披林晏坐、寧枕熟定、 23
乘斯勝善、同歸実相、耄投賢劫 24

俱值千聖、歲次降婁、漆菟上旬、 25

道明率引捌拾許人奉為飛鳥 26

淨御原大宮治天下天皇敬造 27

この銅板銘については、長谷寺の創建と関係づけて考える説があるが、わたしにはわからないので一切触れないことにする。したがってここでは専らその成立について考えることにしたい。

銅板銘の成立の時を示すものは、25の「歲次降婁漆菟上旬」の一句であって、「降婁」は戊年、「漆菟」は七月のこととせられている。2627の「飛鳥淨御原大宮治天下天皇」は、いうまでもなく天武天皇のことであるから、その成立は天武天皇治下の戊年ということになる。天武天皇の代は一五年続いていて戊年は、天武三年（六七四）の甲戌と、天武一五年（六八六）即ち朱鳥元年の丙戌との二回ある。今日では後者の朱鳥元年の成立とする説が有力なようである。

この朱鳥元年成立説を強く主張する者に山田孝雄がある。山田はその統古京遺文の中で

1、銘文中の「奉為天皇陛下」と「奉為飛鳥淨御原大宮治天下天皇」とは呼応し、「天皇陛下」が現在の天皇を意味することばである以上、銅板銘は明らかに飛鳥淨御原宮で天下を治めた天武天皇の時に成ったものと考えるべきである。

2、「薦翼永保_三聖蹟、欲_レ令_三不朽、天地等固、法界無_レ窮」の文には天皇の寿福を祈る意味がこめられている。

3、天武天皇が病氣勝であった朱鳥元年には、諸寺において盛ん

に祈禱が行われている。恐らくその一環として行われたものであろう。もし天皇の死後ならば、命日の九月九日か、魂祭の行われる十二月が選ばれるべきである。

といている。ところで右の山田説には必ずしも従えないのであって、たとえば1の「天皇陛下」の文字が現在の天皇を指すとするときもその一つであろう。なるほど後の用法からいえばそれは間違でない。しかし奈良朝以前の文献には他に用例がないのであって、わずかに古事記の序文に「伏惟皇帝陛下」と現在の元明天皇を指している例があるばかりである。それも天平勝宝八年（七五〇）の皇太后の願文に「先帝陛下」などと現在ならぬ天皇を指した例もある。支那では「先帝」とだけいうことは諸葛亮の出師表によっても明らかで、我が国古代では必ずしも正しい用い方をしていい切れないものがある。

2の寿福を祈る意味があるといっている点にしても、「永保_三聖蹟」など、むしろ死者の功績を永く伝えようという意味に取るべきもののように思われる。したがって朱鳥元年（六八六）に行われた天武天皇の病氣平癒の祈禱と直接関係があるとは思われない。

また3の冥福を祈るためなら、命日の九月九日か、魂祭の行われる十二月が選ばれるべきであるというのも絶対といい切れない。たとえば文武天皇は慶雲四年（七〇七）の六月一五日に亡くなっているが、長屋王は和銅五年（七二二）十一月一五日に、その冥福を祈るための写経を行っている例もあるのである。

以上、山田のあげた根拠は必ずしも絶対とはいえないことを指摘したのであるが、本銘文にはむしろ逆に朱鳥元年(六八六)の成立とすべきでないという証拠すらあるのである。すなわち

1、戊年を朱鳥元年(六八六)とすれば、この年宮号をトブトリノアスカノミヤと改めたのは七月二〇日である。しかるに銘文には七月上旬とあるので七月一〇日以前ということになる。一〇日以前とすれば、まだトブトリノアスカノミヤの宮号は行われていないはずである。銘文をあらかじめ作っておいたために突然の改号に間に合わなかった例はある。しかしその逆は考えられないのではなからうか。

2、過去の天皇を「天皇陛下」と呼ぶことの不都合以上に、現在の天皇を宮号で呼ぶことはないように思われる。たとえば、船首王後墓志がそのことを明らかに物語っているようである。すなわち

惟船氏故王後首者、是船氏中祖、王智仁首兒、那沛故首之子也、生於乎沙陀宮治天下天皇(敏達)之世、奉仕於等由羅宮治天下天皇(推古)之朝、至阿須迦宮治天下天皇(舒明)之朝、天皇照見知其才異、仕有功勳、勅賜官位大仁、品為第三、殞於阿須迦天皇(舒明)之末、歲次辛丑十二月三日庚寅、故戊辰年(天智七年)十二月、殯葬於松岳山上、共婦阿理故能刀自同墓、其大兄刀羅古首之墓並作墓、即為安保万代之靈、窄固永劫之宝地。

となつてゐる。墓の作られた年は単に「戊辰年」とあるのみで、近

江大津宮治天下天皇などと宮号に触れることがない。これは過去の敏達、推古、舒明の三天皇がいずれも宮号であらわされていることと対照をなしている。恐らくこれが当時の慣行であったのではないだろうか。

それでは銅板銘の戊年をいつと見たらよいのであろうか。足立康・金森遵はこれを文武二年(六九八)の戊戌とし、喜田貞吉は養老六年(七三〇)の壬戌とし、伴信友・福山敏男は宝龜元年(七七〇)の庚戌とする。

しかし、今日現存する金石文についていえば、その年次の表記は私年号を別にして、文武天皇の慶雲年間をさかいとし、それ以前は干支で、それ以後は年号を併用すること次の通りである。

隅田八幡宮所藏鏡銘 癸未年八月日十……。
伊予温泉碑 法興六年十月歲在丙辰……。

御物金銅弥勒菩薩造像記 歲次丙寅正月生十八日記。

法隆寺藏金銅藥師仏造像記 ……歲次丙午年……歲次丁卯年仕奉。

同金銅积迦三尊造像記 法興卅一年歲次辛巳十二月……。

同金銅积迦三尊造像記 戊子年十二月十五日……。

同旧藏金銅觀音菩薩造像記 辛亥年七月十日……。

御物金銅积迦仏造像記 甲寅年三月廿六日……。

觀心寺藏金銅阿弥陀仏造像記 戊午年十二月……。

西琳寺藏金銅阿弥陀仏造像記 宝元五年己未正月……。

野中寺藏金銅弥勒菩薩造像記 丙寅年四月大旧八日癸卯開記……。

薬師寺藏東塔擦銘、維清原宮馭宇天皇即位八年庚辰之歲……。
御物宇治宿弥墓誌 …… (慶) 雲二年十二月□。

法起寺塔婆露磐銘 …… 壬午年二月廿二日……至于戊戌年、……

至于乙酉年……丙午年三月露磐宮作

東京国立博物館藏文忌寸禰麻呂墓誌 壬申年……慶雲四年歲次丁

未九月廿一日卒

四天王寺藏威奈真人大村墓誌……大宝元年……慶雲四年……。

国勝寺藏下道罔勝母骨藏器銘 以和銅元年歲次戊申十一月廿七日

…… (以下略す)

したがって長谷寺法華說相図銘に関するかぎり、これを後世の偽物であるとすればともかく、文武天皇の慶雲以後に下げることとは許されない。わたしはこの戌年を文武二年(六九八)とするものであるが、さらに次の二つの理由を加えることにする。

その一つは、内藤湖南が指摘するように、筆法が小川氏藏金剛場陀羅尼經のそれと同筆でないかといわれるほど似ていることである。この陀羅尼經には次のような奥書がついている。

歲次三丙戌年五月、川内国志貴評、内知識、為七世父母及一切衆生、敬造金剛場陀羅尼經一部、藉此善因往生淨土、終成正覺、教化僧宝林 (次丁寫眞版参照)

右の奥書に見える「丙戌」は、郡に評字が用いられていることから考えて、天武十五年(六八六)であることに間違いがない。したがってこれと筆法の酷似する問題の銅板銘の戌年を同じく天武十五年

(六八六)とする説が行われるのは当然といえよう。ことに同筆であるとする内藤湖南がもっとも強く主張するのゆえなしとしない。

しかし一面両者は似てはいるが、必ずしも同筆とはいえないとする書道研究者側の発言もある。たとえば書道全集の銅板銘の解説者安藤更生は

縦画の極めて強い楷書で、横画には隸書の名残の波法を示し、やや縦長に、瘦法な書形は、恐らく歐陽詢を学んだものであろう。

内藤湖南はこの銘と丙戌の跋を有する金剛場陀羅尼經とを同人同年の作だと断じているが、似てこそおれ、例えば両者の波法を比較するに、前者は筆を下へ抜くの反して、後者は上方へ抜く癖があり同一人の書とは認められない。

といって同一人であることを否定しているのである。しかしそれについて

ただし、この丙戌の年記を帯びる金剛場陀羅尼經との書風の酷似は、書道様式上、本銅板の朱鳥元年製作を否定せんとする説の成立を困難にするであろう。

と断じていることは注意すべきである。わたしは書道の方は全くの素人で、発言の資格などさらさらない。しかし、上述したように、銅板銘の成立が朱鳥元年(六八六)でありえない以上、しかもその書風が朱鳥元年(六八六)の頃のものとすれば、一二年さげた文武二年(六九八)の成立とすることによって妥協することも一方法ではないだろうか。一二年程度であれば、同一人の存在も可能であり、書風

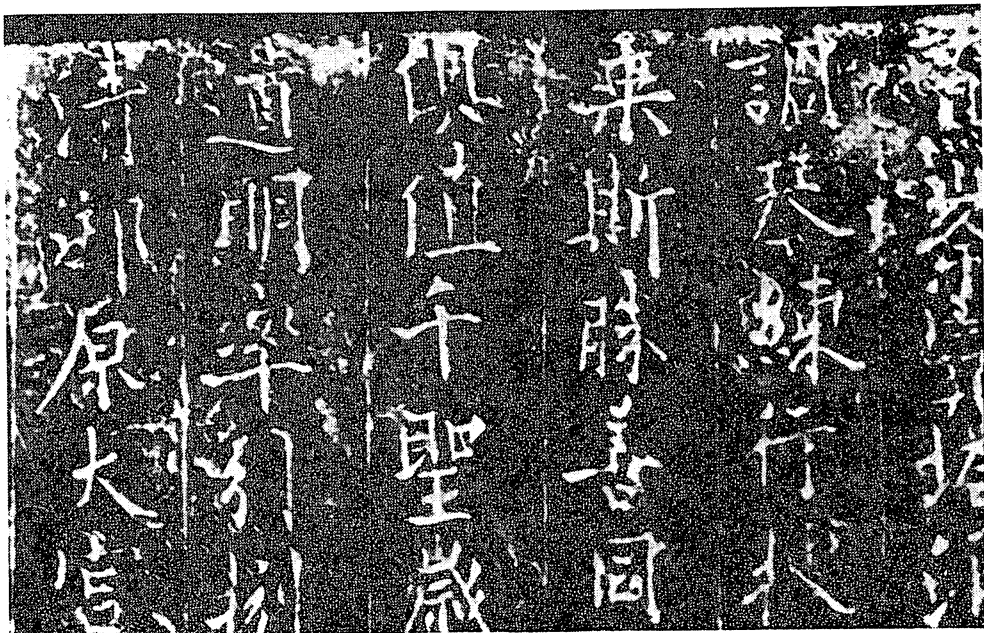
の変化もそれほど気にしなくてもよいと考えられよう。

その二つは、文武二年（六九八）とすれば、その年は統持天皇讓位の翌年であり、その機会に先帝で、かつ夫君でもあった天武天皇の冥福を祈るために道明に命じて作らせたと考えられることもできることである。しかし、それにしても銘文には、そのことに一言も触れていないのであるが、これ以上のことは今のわたしにはわからない。いずれ時をかけ改めて考えたいと思っている。



金剛場陀羅尼經

飛鳥時代の金石文（吉永）



長谷寺法華說相図銅板銘